

見沼区東部圏域地域包括支援センター敬寿園七里ホーム（介護予防支援）運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人欣彰会が開設する見沼区東部圏域地域包括支援センター敬寿園七里ホーム（以下「センター」という。）が行う指定介護予防支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員、管理運営に関する事項を定め、センターの看護師、介護支援専門員、社会福祉士その他の従業者（以下「担当職員」という。）が、要支援状態にある高齢者等（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定介護予防支援を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 センターの看護師等は、利用者の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行う。

- 2 事業の実施にあたっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- 3 事業の提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。
- 4 事業の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことと旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- 5 事業の運営に当たっては、市町村、他の地域包括支援センター、在宅介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努める。

（センターの名称等）

第3条 事業を行うセンターの名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 見沼区東部圏域地域包括支援センター敬寿園七里ホーム
- (2) 所在地 さいたま市見沼区大字大谷2022-1

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 センターに勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（兼務）
管理者は、センターの担当職員その他従業者の管理、利用の申込に係る調整及び業務の実施状況の把握その他指揮命令等を一元的に行う。
- (2) 担当職員
看護師 1名以上（常勤）
介護支援専門員 1名以上（常勤）
社会福祉士 1名以上（常勤）
担当職員は、指定介護予防支援の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 センターの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 年中無休

(ただし、12月29日から1月3日までを除く。)

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(指定介護予防支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額等)

第6条 指定介護予防支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定介護予防支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。

(1) 提供方法 介護予防のための効果的な支援の方法

(厚生労働省令第37号第29条から第31条の規定)に従って実施

(2) 利用者の相談を受ける場所は第3条に規定するセンター内又は自宅とする。

(3) サービス担当者会議について

① 開催場所は第3条に規定するセンター内、サービス事業所内又は自宅とする。

② サービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者に対する照会等により意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めるものとする。

(4) 担当職員による居宅訪問頻度等

① 提供開始月

② 提供開始月の翌月から起算して3月に1回

③ サービスの評価期間が終了する月

④ 利用者の状況に著しい変化があったとき

なお、利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、サービス事業所を訪問する等の方法により利用者に面接するように努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施する。

(通常の事業の実施圏域)

第7条 通常の事業の実施地域は、さいたま市見沼区東部圏域とする。

(業務継続計画の策定等)

第8条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援護の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の事業再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。

2 事業所は、従業者対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に(年1回以上)実施する。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(衛生管理等)

第9条 事業所は、利用者と事業所の衛生管理に努めるとともに、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう次の各号に掲げる措置を講じる。

(1) 事業所は感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を定期的に(概ね6月に1回以上)に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること。

(2) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 事業所は、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に（年1回以上）実施すること。

(身体拘束等)

第10条 事業所は、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。

2 事業所は、前項の身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(虐待防止のための措置)

第11条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待防止のための研修を年1回以上実施する。
- (4) 上記の措置を適切に講じるための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、速やかに市町村に報告を行い、事実確認のために協力する。

(苦情処理)

第12条 利用者及びその家族から苦情を受けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。また、市町村又は国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合で、市町村又は国民健康保険団体連合会から求めがあった場合は、改善の内容を市町村又は国民健康保険団体連合会に報告するものとする。

(事故発生時の対応)

第13条 利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族、介護支援専門員等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。

3 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(その他運営についての留意事項)

第14条 センターは、担当職員の資質向上を図るための研修の機会を設け、また、業務体制を整備する。

- 2 担当職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 担当職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、担当職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 センターは指定介護予防支援の一部を指定居宅介護支援事業者に委託する場合には、適切かつ効率的に指定介護予防支援の業務が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮する。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項はさいたま市、社会福祉法人欣彰会及びセンターの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。
この規程は、平成21年4月1日から施行する。
この規程は、平成22年4月1日から施行する。
この規程は、平成23年2月1日から施行する。
この規程は、平成24年12月1日から施行する。
この規程は、平成27年4月1日から施行する。
この規程は、令和6年4月1日から施行する。